

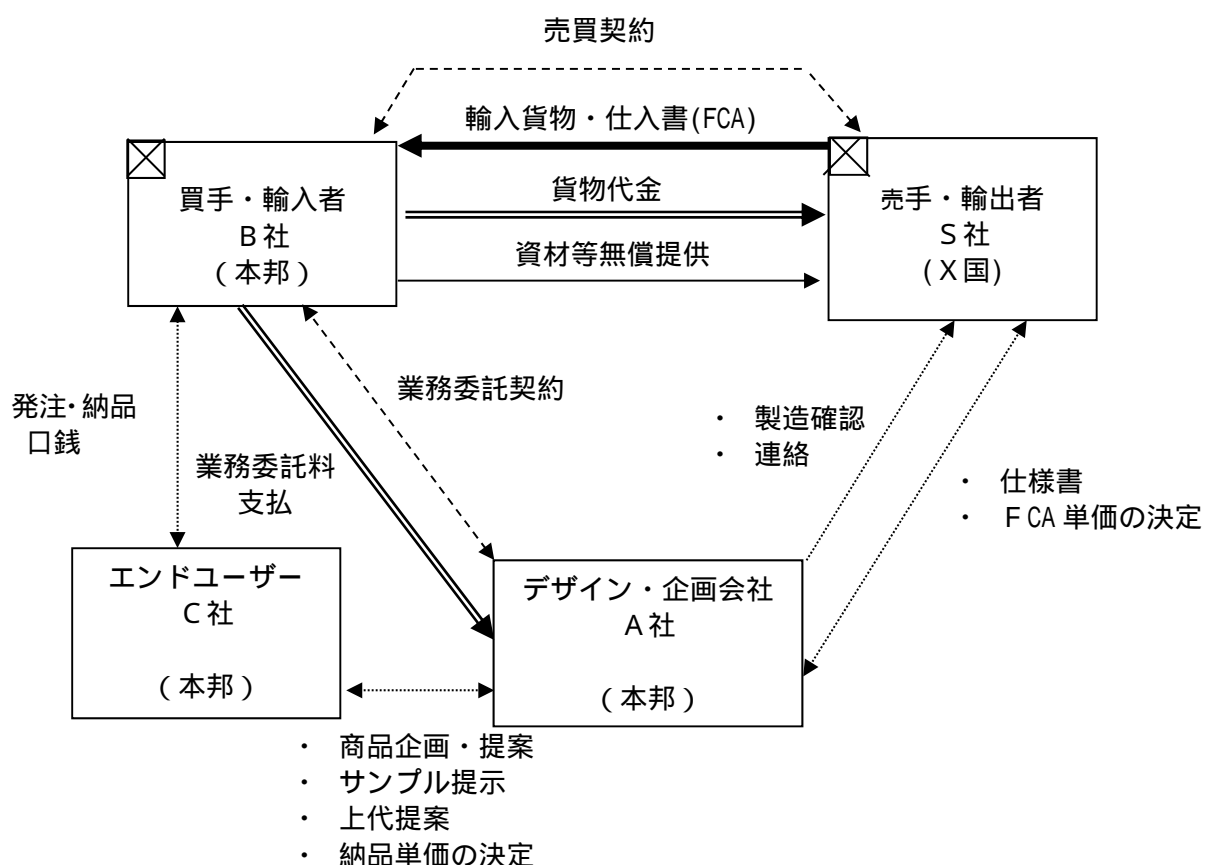
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

衣類の輸入取引において買手が支払う業務委託料の取扱いについて

照 会		
照 会 内 容 等	輸入貨物の品名	衣類（税表分類：第 62 類）
	照会の趣旨	買手が本邦企業との業務委託契約に基づき支払う業務委託料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
関係する法令条項等		関税定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ
添付書類		照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回 答			
回答年月日	平成 26 年 7 月 18 日	回答者	東京税関業務部首席関税評価官
回 答 内 容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。		

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 本邦所在の輸入者(買手)であるB社(以下「買手」という。)は、X国所在のS社(以下「売手」という。)と売買契約を交わし、売手から衣類(以下「本商品」という)をFCA条件にて輸入しています。なお、取引当事者間に特殊関係はありません。
- (2) 買手と売手の取引(以下「本取引」という。)は従来、本邦所在のA社と売手の間において行われており、今般A社より買手に対しL/C開設、副資材等の仕入・決済・輸出等の手配及び輸入手続を代わりに行って欲しいと依頼され、買手が輸入取引を行うこととなりました。
- (3) A社は自社にて本商品の企画を行い、本邦所在のC社に対し本商品の営業を行っています。C社へ納入する本商品の仕様・数量・価格等は、A社とC社との間で決定しています。売手との取引価格は、A社と売手との間で決定しています。
- (4) 買手が輸入取引及び国内販売の当事者となるため、買手は、A社と業務委託契約を締結し、A社に業務委託料を支払います。
- (5) 買手が行っている業務は次の通りです。

売手との決済業務

C社との決済業務

本商品に使用する副資材等の業者との決済業務

輸入手続（本船手配、輸入通関手続を含む。）業務

(6) A社が行っている業務は次の通りです。

本商品の企画・立案業務

C社への営業活動

C社との仕様・価格・発注数量の決定

売手との製品価格の決定

買手への売手との契約書締結依頼及びL / C開設依頼

(7) 買手からA社への業務委託料の支払は、買手からC社への売買差益より買手マージンを差し引いた金額です。

(8) 本商品に瑕疵、欠陥又はその他品質不良等（以下「品質不良」という。）が発見されたときは、当該不良品が発見された本商品の買手からC社に対する売値と品質不良数とを掛け合わせた金額を、A社へ支払う業務委託料から減額します。買手がA社に支払う業務委託料より当該減額分の金額が大きい場合は、A社が当該業務委託料に対して超過した部分に相当する金額を買手へ支払うこととなっています。

3. 関税評価に対する照会者の見解

買手がA社に支払う業務委託料は、買付けに関し買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として当該買手により支払われる手数料にあたるため、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【回答内容】

買手がA社に支払う業務委託料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する仲介料その他の手数料に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されます。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項第2号イにおいて、当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの(以下「買付手数料」という。)を除く。)は課税価格に算入するとされています。

法基本通達(以下「通達」という。)4-9(1)において、仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、買付手数料以外のものは、課税価格に算入するとされています。

通達4-9(2)において、仲介料その他の手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、買付手数料に該当する手数料を除く次のような手数料は、課税価格に算入することとなるとされています。

- イ 売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料
- ロ 輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料

(2) 通達4-9(3)において、買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には以下のイから八までによるとされています。

イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により(イ)から(ニ)までのような業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。

- (イ) 契約の成立までの業務
- (ロ) 商品の引渡しに関する業務
- (ハ) 決済の代行に関する業務
- (ニ) その他

- ロ 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること
- ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手(製造者等)が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

2. 費用の検討

買手は本商品の企画及び商取引に関し、A社に業務委託料を支払っていることから、当該業務委託料が、法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」に該当するか否かについて検討します。

(1) 仲介料その他の手数料に係る検討

当該業務委託料は、A社がこれまで売手との輸入取引で行っていた業務をA社に引き続き行わせるが、買手が輸入取引及び国内販売の当事者となるため、買手とA社との間で業務委託契約を締結し、買手がA社に対して支払うこととなったものです。

具体的には、A社は自ら本商品の企画、C社との仕様・価格・発注数量の決定、売手との製品価格の決定等の業務を行い、当該業務の対価として買手はA社に業務委託料を支払います。また、A社は売手との契約書の締結及びL/C開設を買手に依頼し、実際に、A社と売手が決定した製品価格にて買手と売手が売買契約を締結し、本商品が本邦に到着していることが確認できます。

よって、A社は買手、売手そして国内販売先であるC社のために輸入取引の成立のための業務を行い、当該業務の対価として買手がA社に業務委託料を支払っているものと認められます。

したがって、当該業務委託料は輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料であり、かつ、売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料であると認められることから、仲介料その他の手数料に該当します。

(2) 買付手数料に係る検討

上記(1)のとおり、A社は自ら本商品の企画、C社との仕様・価格・発注数量の決定、売手との製品価格の決定等の業務を行い、売手との契約書の締結及びL/C開設を買手に依頼しています。買手はA社からの依頼により、A社が決定した内容により売手と売買契約を締結しています。そして、A社が行う当該業務について買手の指示や承認等は確認できません。よって、A社が買手の管理の下で当該業務を行っている事実は認められません。

業務委託料の額は買手とC社の売買差益により計算されますが、売買差益の基となる売手買手間及び買手C社の売買価格はA社が自ら決定しています。よって、A社は売手及びC社との交渉如何により、買手が支払う業務委託料を決められることから、A社は自己の計算により業務委託料を勘案した上で当該業務を行っていると認められます。

本商品に品質不良が発見されたときは、買手のC社に対する売値と品質不良数とを掛け合わせた金額を業務委託料から減額し、業務委託料より当該減額分の方が大きい場合は、A社が当該業務委託料に対して超過した部分に相当する金額を買手へ支払うこととなっています。

よって、A社は本商品に対して品質不良の原因を問わず、また、品質不良数によっては業務委託料の額を超える責任を有しており、自己の危険負担により当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行っていると考えられます。

したがって、A社は自己の計算及び危険負担により当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行っており、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により契約の成立までの業務等を行う者とは認められないことから、当該業務委託料は買付手数料に該当しません。

3. 結論

事例の概要に基づき、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して検討を行ったところ、上記2.のとおり、当該業務委託料は、法第4条第1項第2号イに規定する仲介料その他の手数料に該当し、当該手数料から除かれる買付手数料には該当しないことから、輸入貨物の課税価格に算入されません。